

大口町告示第91号

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年9月5日

大口町長 鈴木雅博

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（平成19年大口町告示第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号及び第2号中「名古屋小牧空港発着」を「県営名古屋空港発着」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 中部国際空港発着 出雲縁結び空港便

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(助成金額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>県営名古屋空港発着</u> <u>出雲縁結び空港便</u></p> <p>(2) <u>県営名古屋空港発着</u> <u>いわて花巻空港便</u></p> <p>(3) <u>中部国際空港発着</u> <u>出雲縁結び空港便</u></p>	<p>(助成金額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>名古屋小牧空港発着</u> <u>出雲縁結び空港便</u></p> <p>(2) <u>名古屋小牧空港発着</u> <u>いわて花巻空港便</u></p>